

令和 3 年 2 月 4 日
国民健康保険運営協議会資料

令和 3 年度長岡京市国民健康保険
事業計画書（案）

京都府長岡京市
健康福祉部国民健康保険課
令和 3 年 2 月

1 はじめに

本市の国民健康保険事業は昭和 28 年に事業を開始し、医療保険制度の中核として地域医療の確保と住民の健康増進に重要な役割を果たしてきました。しかし、国民健康保険の特有の事情として、加入者の平均年齢が高齢化し医療サービスを利用する機会が多いこと、高齢者だけでなく無職の人をはじめとする低所得者層が多く加入していることがあります。被保険者の減少に伴い、総医療費は減少していますが一人当たり医療費が増加する一方で、保険料収入は減少しており、事業を運営するにあたっては非常に厳しい状況が続いています。

このような構造的課題に対し、財政基盤の安定化などを目的として、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立（平成 27 年 5 月）し、平成 30 年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険事業を運営する制度改革が行われました。都道府県は財政運営の責任主体となり、市町村は、引き続き資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担っています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルスが世界中に蔓延し、感染拡大予防のため、社会のデジタル化の推進や密を避ける新しい生活様式の導入など、社会や生活、人と人との関わりに大きな変化が生じました。医療面では、令和 2 年 4 月、5 月の受診控えの影響により保険給付費が減少し、特定健診受診者も減少している状況です。

これらの変化に対応した国民健康保険事業の在り方について模索しつつ、引き続き、健全な国保運営を維持し、被保険者への必要なサービスを確保することを目的に、下記の重点項目を定めてこの事業計画を作成します。

1. 適用の適正化の推進
2. 収納率向上対策の推進
3. 給付の適正化の実施
4. 保健事業の推進

2 事業運営の項目と計画概要（現状と対策）

1. 適用の適正化の推進

適用の適正化は、被保険者の医療の確保及び事業運営の健全化のため、重要な役割を担うものです。被保険者の的確な把握や早期適用を図るため、適切な対策に努めます。

[1] 擬制世帯主調査、所得零世帯調査

擬制世帯及び所得零世帯のうち、世帯主及び生計中心者の属する職域保険等への加入要件（年間収入 130 万円未満又は 60 歳以上と障がい者 180 万円未満）が整っていると思われる被保険者に対して、保険資格の確認通知を送付することにより、適正化の推進を図ります。

・令和 2 年度 擬制世帯主調査 53 世帯（53 人）、 所得零世帯調査 83 世帯（83 人）

[2] 居所不明被保険者の調査

納付書・督促状等が返戻されてくる被保険者や保険証未更新者については、随時居住実態調査を実施します。住民登録担当課をはじめとする関係課と連携のうえ、調査・資格抹消等の対応を進めます。

[3] 所得未申告世帯調査

市税担当課と連携し、所得を申告していない世帯に対して、所得申告を促す勧奨を通知します。

令和 2 年度は、国民健康保険賦課システムにより未申告者を抽出し、世帯内の未申告者を把握、個別に申告勧奨を行い適正な所得の把握に努めました。未申告世帯には窓口事務等において指導を一層強化します。

・令和 2 年度未申告世帯の割合（令和 2 年 12 月末現在） 1.28%

[4] 未適用防止対策

年金担当との連携により、厚生年金移行者に対し届出勧奨を行い、国保の脱退を届出するよう案内します。また生活保護担当課と連携し、保護を廃止された世帯が無保険にならないよう、国保へ届出するよう案内します。

[5] 遠隔地被保険者証の適正化

住民票を市外に置いている人であっても、就学中の人や特定の社会福祉施設に入所している人で、扶養する人が本市に在住している場合は、本市の国民健康保険の資格を適用する特例があります。これらの人に対して、資格の状況を適正に管理していきます。

2. 収納率向上対策の推進

国民健康保険料は、国保事業運営の主たる財源であり、被保険者間の負担の公平性を確保し、安定的な運営のために、収納率を維持・向上させていく必要があります。また、国民健康保険料の収納率は、平成 30 年度からの国保広域化にあわせて国が新たに設けた支援制度「保険者努力支援」の評価指標の一つとされており、財源確保のためにも、収納率向上の取り組みが必要不可欠です。そのため、前計画に続き、第 5 次長岡京市行財政改革大綱（アクションプラン）（令和 3 年度からの 5 か年計画）においても、収納率の維持・向上を掲げ、より一層の収納強化を図ります。

[1] 所得把握の適正化の実施

- ・ 転入者等、他市町村所得の照会により把握に努めます。

[2] 収納対策の実施

- ・ 口座振替納付の推奨として加入者や通知、相談時に奨励を図ります。
令和 2 年度振替率（令和 2 年 12 月末現在） 66.70%
- ・ 従来からのコンビニ収納に加え、令和 2 年 10 月よりキャッシュレス決済（PayPay・LINEPay）を導入しています。

[3] 適正賦課

- ・ 応能応益の賦課割合を 50 : 50 とし、また、応益割の 7 割・5 割・2 割軽減の実施を適正に行い、低所得者の負担軽減を図ります。

[4] 滞納者対策の実施

- ・ 令和 3 年 4 月から、国民健康保険料の滞納整理業務を京都地方税機構に移管します。
- ・ 未納者へは、市から各期口座振替不能通知、督促状を送付し、それでも納付がされない場合は未納の期ごとに移管されます。
- ・ 京都地方税機構より催告書を送付しても納付がされない滞納者に対しては、納付者との公平性を保つため、財産調査を行うことにより生活・経済状況を確認し、資力がある場合は、差押等の滞納処分を実施し、収納率の向上に努めます。
- ・ 短期被保険者証は、3 か月証を廃止し、6・12 か月証の活用により、滞納者と納付について相談する機会を確保することで納付を促し、滞納者対策に努めます。

3. 給付の適正化の実施

[1] 医療費通知の実施

医療機関等名称のほか厚生労働省の通知に沿った項目を全受診世帯に年2回通知を行います。

・令和2年度見込 のべ16,492世帯

[2] レセプト点検の充実・強化

増加するレセプト枚数に対応するため、レセプト点検専門員として嘱託職員によるレセプト点検と縦覧点検を行い、財政効果を図ります。

・令和2年中に内容点検を行ったレセプトの調整額：7,525,397円

（一人当たりレセプト点検効果額：令和2年：521円）

[3] 第三者求償の適切な実施

国保連合会の資料及びレセプト点検により第三者行為の疑いのあるものについては、原因照会等を行い対応します。また国保連合会の求償事務事業を積極的に活用し、代位取得した損害賠償請求権の確実な行使に努めます。R2年度見込 6件 3,050,537円

[4] 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進

国における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の新たな数量シェア目標の決定と国民健康保険法の改正に基づく保険者努力支援制度の方針を受け、令和3年度も引き続き年2回（8月・9月末）の後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知を実施し、患者負担の軽減と医療保険財政の健全化を図ります。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進啓発のため、「後発医薬品希望カード」を被保険者証の交付と同時に配布するとともに、市広報やホームページへの掲載により周知を図ります。

4. 保健事業の推進

平成 30 年 7 月に策定した長岡京市保健事業実施計画（データヘルス計画）（第 2 期）に基づき、本市の健康課題を明確化したうえで、健康・医療情報を活用した PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業に取り組んでいます。令和 2 年度には中間評価を行い、見直した内容に沿って、令和 3 年度以降の事業を展開していきます。

また、法律改正により、令和 2 年度から市町村において、高齢者の身体的・精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」がスタートしました。医療保険制度間での保健事業の継ぎ目ない実施、医療保険と介護保険との連携など、協調・連携を進めていきます。

[1] 特定健康診査・特定保健指導の実施

特定健康診査については、生活習慣病予防だけでなく、より広い範囲の疾病予防・発見に対応するため、国基準を拡大した健診内容とし、その実施にあたっては、地区医師会、保健衛生担当（健康医療推進室）と綿密に連携しながら事業運営に努めていきます。

また、特定健康診査の受診勧奨については、近隣の市町（向日市・大山崎町）と合同で実施していますが、あわせて、市としても未受診者に対する受診勧奨に力を入れていきます。令和 3 年度は、専門的知見から効果的な受診勧奨を行うため、業務委託により受診率向上を目指します。

特定保健指導については、対象者の利便性の向上のため市内の医療機関、スポーツ施設に委託するほか、保健衛生担当による対象者の全戸訪問を実施し、利用勧奨に努めます。

また、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少目標達成に向けて、特定保健指導の対象にとどまらず、医療の受診が必要と判断された人に対しても、本市の健康教室の利用及び医療の受診の勧奨を行い、被保険者の健康意識の啓発に努めます。

令和 3 年度においても、地区医師会、保健衛生担当課と綿密に連携しながら、よりわかりやすく制度の周知を図り、健診受診率・保健指導利用率の向上を目指します。

[2] 人間ドック、脳ドック健診の実施

疾病の早期発見、早期治療を目的として人間ドック、脳ドック健診助成の利用を促進し、健康意識の高揚を図ります。

市広報やホームページで医療機関名や自己負担額等を記載した案内を掲載するとともに、窓口では医療機関ごとに健診項目をまとめた一覧表を配布し、制度の積極的な通知に努めます。

・令和 2 年度受診件数見込 427 件（人間ドック 347 件、脳ドック 80 件）

[3] 医療費の適正化に係る啓発の実施

令和3年度は、柔道整復療養費について、1か月の申請件数が10件以上の施術所および1か月の平均費用額が10,000円を超えている月が調査対象の11か月中4か月以上存在する施術所に対し、文書を配布し、正しい施術について啓発を行いました。また、直近3か月で毎月15回以上受診している被保険者に対し、パンフレットを配布し、正しいかかり方についての啓発を行いました。令和3年度も、京都府が推奨している手法や他の保険者の取り組みも参考に取り入れながら、より効果の高い啓発を行うことで医療費の適正化を図ります。

・ 令和2年度実績 施術所 3 件 被保険者 13 件

[4] 前立腺がん検診の実施

国保被保険者の疾病予防や健康の保持増進を図るため、55歳以上の男性の国保加入者に対し、前立腺がん検診に要する費用を国民健康保険の特別会計から負担します。（国民健康保険給付費等交付金対象事業）

[5] 糖尿病性腎症重症化予防の実施

40～69歳（HbA1c6.5以上又はFBS126mg/dl）の医療機関未受診・未治療者を対象に受診勧奨の取り組みを行ってきました。令和2年度からは、治療中断者にも対象を拡充して実施しています。

対象者には、本市の保健師・管理栄養士による訪問を実施し、糖尿病の説明と医療機関受診の勧奨を行うとともに、医療機関受診後は、連携手帳を活用し医師と連携した保健指導・栄養指導を行います。令和3年度も引き続き、本市の保健衛生担当及び地区医師会等と連携し、糖尿病性腎症重症化予防を積極的に進めていきます。

[6] 生活習慣病重症化予防事業の実施

70～74歳（HbA1c6.5以上又はFBS126mg/dl）の医療機関未受診・未治療者を対象に受診勧奨の取り組みを行っています。

特定健診の結果とレセプト情報等の活用により、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象外の年齢層に対し、血糖値の数値が治療水準の方を抽出し、早期の治療に繋げるためのお知らせを送付しています。

[7] 重複服薬に係る医療費適正化の実施

同一月に2か所以上の医療機関から、同一薬効の医薬品を2か月継続して処方されている者について、レセプト点検により重複受診・重複服薬と判断される者の抽出を行い、文書又は面談にて注意喚起を行います。

[8] インセンティブ事業の実施

健康に無関心な層にインセンティブ（特典）を与えることで、より健康づくりに参加、継続しやすいきっかけや環境を作るための事業を行います。

令和元年度より開始したスマートフォンアプリを活用した取り組みは3年目を迎えます。アプリによって得たポイントや、データ管理による記録の向上にインセンティブ（特典）を得られることで、ウォーキングによる健康増進を図っています。

[9] 京都府の計画にもとづいた取り組みについて

京都府では、平成30年度から「健康・長寿データヘルスプロジェクト」を実施しています。市町村と連携してライフステージに応じた切れ目ない健康増進対策を行い、健康寿命延伸を目指す事業で、保健所の単位ごとに地域が割り振られています。市町村ごとの健康課題が示されているため、京都府と連携のうえ、事業の実施に努めます。

5. 国保制度の周知に関する事項

- [1] 高額療養費の申請をまだ行っていない人に対して、勧奨通知を送付します。令和2年度は高額療養費制度の更なる周知のため、対象者名や医療機関名などを記載し通知文書の内容を充実させました。

・令和2年度実績 2回 152世帯

- [2] 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各種申請の郵送受付対応を推進しました。令和3年度からは、一部申請においてLINEによる受付を開始します。

- [3] 保険料のコロナ減免については、市広報、ホームページ以外にもLINEによる発信を行いました。引き続き広報、ホームページに掲載する内容を更新・充実します。

- [4] 地域包括支援センターや地域活動組織等と連携して、職員派遣出前ミーティング等により制度の啓発を行います。

6. 国保従事者の研修

- [1] 京都府及び京都府国保連合会が主催する研修に参加します。

- [2] 府下都市国保協議会が主催する研修に参加します。

- [3] 近隣市町村担当者、関係他課とのワーキング会議に参加します。